様式第四（第16条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

所属庁
職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生
　　年　　月　　日交付
　　年　　月　　日限り有効

写真

環境大臣（都道府県知事）　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる自然公園法又は自然公園法施行令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

自然公園法又は自然公園法施行令の条項	該当の有無
自然公園法第17条第１項	
自然公園法第17条第２項	
自然公園法第30条第１項	
自然公園法第35条第２項	
自然公園法第37条第２項	
自然公園法第42条の７第１項	
自然公園法第62条第１項	
自然公園法施行令附則第２項の規定により適用する自然公園法第35条第２項	

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。
２　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
３　裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第四

（表）

この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十七条に規定する指示をすることができる職員である。

第　　号

写真

所属庁
官職（職名）
氏名
生年月日

身分証明書

年　月　日交付

環境大臣（都道府県知事）　印

（裏）

自然公園法（抄）

（利用のための規制）

第三十七条　国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二　著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で、客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

２　国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

３　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第八十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～八　（省略）

九　国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第三十七条第一項第一号に掲げる行為をした者

十　国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において、第三十七条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十一　（省略）

備考　この用紙は、Ａ列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。